



東葛支部だより

令和4年4月号
第129号(春季)

発行所：千葉県行政書士会東葛支部 千葉県野田市七光台 316-17 TEL : 04-7129-0803

ホームページ：<https://www.tohkatsu-gyosei.jp>

発行人：伊佐 智 編集者：渡邊英子 福島光三 飯田利治 半田直子

伊佐支部長の挨拶

新型コロナウィルス感染症の流行拡大から、まる2年が経過しました。高いワクチン接種率にもかかわらず、令和4年1月から始まった感染力の強いオミクロン株の流行により引き起こされた第6波は、医療体制のひっ迫を招き、高齢者施設・小学校などでクラスターを頻発させ、千葉県でも1月21日から再びまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。会員ご本人のほか、ご家族も含め、仕事や生活に様々な影響を受けていらっしゃる方々には、心よりお見舞い申し上げます。

研修等の開催方法について

長期化した感染症禍の中、コロナ前の日常が戻ることを期待する一方で、様変わりした現実と生活様式を受け入れ、コロナと共に存することを前提とした新たな支部の体制づくりが必要となってきています。東葛支部では、感染拡大防止の観点から、2年前に専用のZOOMアカウントを取得し、感染状況を見極めながら、役員会や支部研修は積極的にWEB開催としているところですが、感染者数が落ち着きを見せている時期については、会員間の交流を促すため

にも、会場に集合して開催する形を大切にしたいと考えており、令和3年度2月に行った第3回支部研修は、会場での開催とさせていただきました。久しぶりのリアル開催に好意的な感想を多く頂戴いたしましたが、一方で、感染症への不安から、参加を自粛された先生もいらっしゃったことと思います。こうした先生方に対しても参加の機会を提供していかなければならないと考えております。今後はより一層創意工夫を重ね、ハイブリッド開催（リモート・対面同時開催）等の検討も含め、会員の皆様の利便性を高めていきたいと考えております。



新しい支部事業について

感染症を原因とした相次ぐ事業中止により、支部予算の繰越金が大幅に増加しております。次年度に繰り越す剰余金は、多ければよいというものではありません。支部の目的に沿った内容で、会員の皆様の共感を得られる事業を企画実行することで、予算を適正に管理することが執



行部の責任です。

近年、地震や風水害、感染症流行など、不測の事態が増加しているように感じられます。本会では自治体と災害時支援協定を締結しており、いざという時の社会貢献活動に備えておりますが、全ての災害等をカバーできる内容ではありません。当支部では、本会の災害時支援協定でカバーできない事態が起こったときに、行政書士が迅速に相談業務などにより社会貢献を実践できるよう体制を整えておく必要があると考え、東葛支部災害等支援活動運営規則を新設することといたしました。詳細は後掲いたしますが、東葛地区内において災害等が発生し、自治体や市民に対して支援活動が必要と見込まれる場合に、相談会を開催するなどして、その支援員に対しては支部から日当等を支払うというもので、令和4年度から開始する予定です。

今後も東葛支部の発展のため、変わらぬご助力、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

新年賀詞交歓会報告



令和4年1月18日（土）クレストホテルにて2年ぶりの新年賀詞交歓会を開催しました。新型コロナウィルス感染症の動向に留意しながら準備を進めましたが、まん延防止等重点措置の実施を控え、ご来賓や会員の皆様からのキャンセルのご連絡が相次ぐなど、感染症の影響を大きく受けました。

当日は6名のご来賓と55名の会員の皆様にご出席いただきました。また、新型コロナウィルス感染症対策として、お食事は松花堂弁当、お飲み物はソフトドリンクのみ、マスク会食のご協力をお願いしました。通例の新入会員紹介は、マイクの持ち回りによる自己紹介ではなく、事前にお願いしたアンケートを読み上げてご紹介する形式となりました。先生方の意外な一面が垣間見られ、ユニークな紹介となったと思います。

例年よりは小規模ながらも会場のあちらこちらで名刺交換や情報交換をする姿が見られ、会員の皆様の交流を深める機会となったのではないかと思います。新型コロナウィルス感染症の猛威はいまだ衰えず、先の見通せにくい状況ではありますが、来年もより多くの会員の皆様に安心してご参加いただけるよう努めて参ります。

総務部長 羽田 久美子



支部研修報告



新型コロナウィルスの猛威が未だ衰えない令和3年度におきまして、支部研修は2回をWEB開催にて、1回を対面型にて開催させていただきました。年度の最後でもある令和4年2月に実現できた対面開催の支部研修、対面ならではの交流や名刺交換の場が多数見られました。私は研修部長という立場ではありますが、交流や懇親によって深まる実務力、人間力というのもまた大事なものと考えており、こうした機会を楽しみに企画運営を研修部一同にて進めておりました。参加された皆様が、内容面はもちろんのこと、何か1つでも持ち帰るものが得られたならば幸いです。

本年度、研修部ではアンケートを駆使し沢山の会員の皆様の声をいたしております。第3回支部研修はコロナ禍、まん延防止期間ということで、申し込みをいただきながらも、参加を見送るという決断をされた方々も多数いらっしゃいました。大変申し訳なく感じておりますが前段のような趣旨もあってのこととご理解いただければと思います。次年度は、内容にこだわり、開催方法にもこだわり、より一層会員の皆様に有益な機会となるような新しい支部研修の形を追求して参りたいと思います。皆様のご参加やメッセージを心からお待ちしておりますので今後

ともどうぞよろしくお願ひいたします。

研修部長 西中 慶一

行政手続のデジタル化への動きと
行政書士業務の展望について（2）
(前号からの続き) 柏地区 関谷 一和

（2）デジタル手続における行政書士の役割や代理申請に関する政府の見解

前号でお伝えした「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）は令和3年12月24日に廃止され、新たに「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」（以下、「重点計画」といいます。）が閣議決定されました（※1）。

この中で、「国の情報システムを整備する際に留意すべき事項」の一つに、「行政手続のデジタル化の推進」が挙げられ、「各府省庁は、利用者中心の行政サービスを実現するため、行政手続のデジタル化を推進する。この際、利用者の利便性の向上の観点から、次を原則とする。」とされています。そして、その原則の一つとして「代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。」ことが明記されました（重点計画87ページ）。

この点について、令和4年1月28日の衆議院予算委員会（※2）及び同年3月3日の参議院予算委員会（※3）における質疑の中で、前記原則を確認する旨のデジタル庁の答弁が出ています。特に、参議院予算委員会では、自民党和田政宗議員が「デジタル化と行政書士」について

「デジタル化においてオンライン申請が今後増えていくことは国民の利便性に繋がっていくと思われるが、この際行政書士が申請者の代理人になれないか」と質問したのに対して、牧島かれんデジタル大臣が「誰一人取り残されないデジタル社会を実現しなければならない」「既に、各省庁における個別の行政手続のオンライン申請において行政書士に代理申請を行ってもらっている事例はあると承知している」「より便利にしていかなければならぬ」というご指摘について、デジタル庁としても行政書士を始めとする国民の声に真摯に耳を傾けていかなければならぬ」と答えていました。つまり、デジタル手続においても、代理申請は一般論として認められる、そして、デジタル手続の整備について行政書士が果たす役割は重要である、と政府が考えていることを示したものと言えるでしょう。

今後、行政書士会は、こうした政府方針や答弁を足掛かりにして、より積極的に「誰一人取り残されないデジタル社会の実現に資する行政手続推進のための代理申請の重要性」を国民や政府・自治体等に説明し、代理申請機能を実装したデジタル手続システムの構築普及に努めていくことが肝要であると考えます。

(3) 申請者本人の認証インフラとしてのマイナンバーカードと G ビズ ID

前記重点計画の「第6 デジタル社会の実現に向けた施策」の章「4. 産業のデジタル化（1）事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組」の②として、「法人共通認証基盤（G ビズ ID）の普及」が掲げられています。

この中で、「法人及び事業を行う

個人（個人事業主）が、様々な行政サービスにログインできる認証サービスを実現するため、法人の認証としては G ビズ ID の普及と利用を図る。（中略）

事業を行う個人（個人事業主）の認証としては令和4年度（2022 年度）からマイナンバーカードによる認証を可能とし、令和5年度（2023 年度）以降これに一本化することを目指すこととし、これら認証の仕組みに関して、デジタル庁による統括・監理を通じて政府情報システムにおける積極的な利用を推進する。」（下線部は筆者）との記載があります。これによると、令和5年度までには、事業者が利用する許認可申請・届出に関するオンライン（デジタル）手続について、個人事業主の場合はマイナンバーカードを、法人の場合は G ビズ ID を使用して手続システムにアクセスできるよう整備する、と政府、特にデジタル庁は考えているように思われます。

ところで、現在、許認可申請・届出関係でオンライン化・デジタル化されている若しくは今後される予定であると思われる手続を見てみると

- 在留申請オンラインシステム・・・ID・パスワード
- 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）・・・G ビズ ID
- 警察行政手続サイト（道路交通法関係等）・・・ワンタイム URL
- 自動車保有関係手続 OSS・・・電子証明書
- 賃貸住宅管理業登録等電子システム・・・G ビズ ID
- 食品衛生申請等システム・・・G ビズ ID または ID・パスワード
- 保安ネット・・・G ビズ ID
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）・・・ID・パスワード

□建設業許可・・・G ビズ ID（令和5年1月開始予定）

□一般貨物自動車運送事業経営許可申請等・・・G ビズ ID（令和7年度より開始予定）

などと、個人事業主であると法人であるとを問わず、同じ認証基盤に基づいてシステムが構築されている、若しくはされることとなっています。にもかかわらず、重点計画に従い、同じ許認可申請・届出手続について、申請者の属性が個人事業主か法人かによって異なる認証方法を採用しなければならないとなると、ここまで開発されたシステムを大幅に改修するか、それとも最初から作り直すかという大きな問題に各省庁は直面することになります。

この点について各省庁の開発担当者に伺ってみても、これまでのところ、農林水産省以外は明確な方針を立てていないように思われます。ですから、今後さらに情報を収集するとともに、国民すなわち事業者の利便性に資するような、わかりやすく使いやすいシステムの整備を政府や自治体へ強く働きかけていくことが、来るべきデジタル社会に向けた現在の行政書士会に課せられた使命なのではないかと考えます。

次号では、市民法務分野におけるデジタル化について考察してみようと思います。

(※1) [デジタル社会の実現に向けた重点計画本文 \(cio.go.jp\)](#)

(※2) [衆議院インターネット審議中継 \(shugiintv.go.jp\)](#)（角田秀穂議員 1:21:26 より）

(※3) [参議院インターネット審議中継 \(sangiin.go.jp\)](#)（和田政宗議員 0:40:45 より）

東葛支部災害等支援活動運営規則について

将来、確実に起きると予測される自然災害や感染症の流行、その他の事情が現に発生し、行政や市民に対する支援活動が必要と見込まれる場合に、行政書士ができる各種申請手続きや相談を行い、行政手続との円滑な実施に寄与することで社会貢献を実践するために制定しました。

「災害等支援活動費」として令和4年度予算より毎年120万円を計上し、災害等が発生した時に具体的な支援事業計画と予算案を策定し、幹事会の承認を経てから活動を開始します。支援活動を実施しなかった場合は、予算はそのまま次年度に繰り越します。

規則全文は支部ホームページの会員ページ内 総務部アーカイブよりご確認いただけます。

<https://tohkatsu-gyosei.jp/images/saigaikisoku.pdf>



(広報部
飯田利治)
観察でもいかがですか?
区、心地よい今の季節、野鳥
まだまだ自然の残る東葛地
す。
の鳥として制定されていま
す。

柏市、オナガ
らさぎ、フクロウ、つばめ、
のカラスが風にのりながら目
の前を通り過ぎビックリ。
東葛地区では、松戸市、し
り、流山市、野田市、こうのと
オバン、オナガ
我孫子市、オ
オオタカが、市

総務部より

会員の皆様には、日頃より支部活動に格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウィルス流行の影響で各方面に様々な影響が出ているところではありますが、令和4年度の支部定時総会は、下記要領で開催する予定で現在準備を進めております。

議案書等は後日送付いたしますが、政府からの要請等の理由により開催の適否に関する判断を変更する可能性もありますので、今後の情報にご注意ください。

記

日時：令和4年5月14日（土）

15時開会

場所：松戸商工会議所

（松戸市松戸1879-1）

新入会員の紹介

令和4年1月～3月新入会員

*木下行政書士事務所

木下 康誠 松戸地区

*北松戸行政書士事務所

上永 圭子 松戸地区

*若穂井行政書士事務所

若穂井 大 松戸地区

*未来行政書士事務所

清水 文雄 松戸地区

*行政書士法人

アイサポート総合法務事務所

内堀 沙耶 柏地区

日行連会長声明より

この度のロシアによるウクライナ侵攻は、武力による一方的な現状変更の試みであり、国際社会における平和と秩序、安全を著しく脅かす国連憲章に違反する行為であり、本会は速やかなる撤退とともに、世界の恒久平和に向けた誠意ある対応を強く求めます。

そして、この惨事により犠牲となられた全ての方に深い哀悼の意を表します。

行政書士は、基本的人権を尊重し、全ての人の権利が守られる共生社会の実現に寄与するため活動をしています。本会は、一日も早い事態の鎮静化を願い、ウクライナを含め戦火に巻き込まれた全ての人々が平和で穏やかに暮らせる日常を取り戻すため、日本政府による支援策に基づき、関係各所と連携し在留資格に関する手続きや日本に滞在するためのサポート等に取り組んでまいります。

令和4年3月11日
日本行政書士連合会
会長 常住 豊



支部会員の動向

（令和4年2月末現在）

個人会員	461名
法人会員	4名
合 計	465名